

## 協定書

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「保護法等」という。）による指定施術機関が保護法等に基づいて患者の施術を行うについて、大分市長 足立 信也（以下「甲」という。）と 大分 太郎（以下「乙」という。）との間に下記の通り協定を締結する。

第1条 乙は、指定医療機関医療担当規程第13条の規定に基づき患者の施術を担当するときは、同担当規程に定めるところによるほか本協定によるものとする。

第2条 この規定によって行った施術の料金は、「生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知）」により算定した額とする。

第3条 甲は、施術内容及び施術料金請求の適否を調査するため必要があると認めたときは、乙に対して必要と認める事項の報告を命じ、または当該職員に、実地に乙の設備若しくは施術録その他の帳簿書類を検査させることができる。

第4条 甲は、乙がこの協定による義務を履行せず、施術等について著しい支障を来たし、または来たすおそれがあると認めるときは、いつでもこの協定を解除することができるものとする。

第5条 この協定の有効期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

第6条 この協定の終了1箇月前までに協定当事者の何れか一方より何等の意思表示をしないときは、終期の翌月において向う1箇年間協定を更新したものとみなす。

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

前記協定の確実を証するため本書2通を作成し双方記名捺印のうえ各1通を所持するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 大分市荷揚町2番31号  
大分市長

乙 大分市〇〇町〇丁目〇〇番〇号

大分 太郎 印